

平成18年度「自動車整備業における不正改造車を排除する運動」の実施概要

平成18年5月
日 整 連

1. 本運動の趣旨

本運動は、国土交通省が定めた「不正改造車を排除する運動」の実施要領に沿って、暴走行為、過積載を目的とした不正改造車の排除に努めると共に、最近では、新規検査又は予備検査を受けた後に燃料タンクを増設するといった不正な二次架装が社会問題となり、その排除が強く求められていることから、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全、安心の確保を確実に実現していくため、本運動を全国的に展開し、整備事業者及び自動車使用者等に不正改造の防止及び不正改造車の排除を広く周知することにより、その徹底を図ることとする。

2. 不正改造車を排除する運動の実施期間

平成18年度1年間。

ただし、平成18年6月1日から6月30日までの1ヶ月間を不正改造車排除強化月間とする。

3. 重点実施事項

(1) 重点排除項目

- ① 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付及びフロントガラスへの装飾板の装着
- ② クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付
- ③ 騒音の増大を招く基準不適合マフラーの装着
- ④ 土砂等を運搬するダンプの荷台さし枠の取付
- ⑤ 燃料タンク増設等の不正な二次架装
- ⑥ 燃料ポンプの封印の取り外しによるディーゼル黒煙の悪化
- ⑦ 不正軽油燃料の使用

(2) 整備事業者における適正な改造の施工体制の整備

4. 実施概要

本運動の実施概要は次のとおりであるが、実施に当たっては、地方運輸局及び運輸支局の指導を受けるとともに、ユーザー、関係事業者等から不正改造に関する情報収集を行い、必要に応じて運輸支局等への情報提供を行う。

実施項目	実施内容
1. 広報活動の推進 (1) 整備事業者への周知 (2) 整備事業者及びユーザーへの周知	<p>1) 会報等への掲載 会報等に、「不正改造車を排除する運動」の目的と実施事項を掲載し、整備事業者に周知を図る。 参考:日整連ニュース6月号に掲載</p> <p>2) 推進会議等の開催 本運動を効果的に推進するため、事業者、事業場管理責任者等を対象とした推進会議等を開催する。</p> <p>1) 自動車整備振興会における運動実施ポスター、事例ポスターの掲示、チラシ等の配布 不正改造車の排除について、一般ユーザーへの広報のために、自動車整備振興会事務所に運動実施ポスター及び事例ポスターを掲示すると共に、運輸支局等が実施する街頭検査時等において、ユーザーにチラシ等を配布する。</p> <p>2) 整備事業場における運動実施ポスターの掲示、チラシの配布 不正改造車の排除について、整備事業者の意識の高揚とユーザーへの周知を図るために、次のとおり、整備事業者に対して指導を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運動実施ポスター:全整備事業者へ配布し、ユーザーの見易い位置に掲示するよう指導する。 ② チラシ:ユーザーに配布するよう指導する。
<p>※ 不正改造防止に関するパブリシティの実施(不正改造防止推進協議会の実施事項) ユーザーに対し、「不正改造車の排除」と「不正改造の防止」を広く周知するために、不正改造防止推進協議会(日整連等自動車関係32中央団体)名で、地方紙、スポーツ紙等によりパブリシティ活動を行う。</p>	

実施項目	実施内容
2. 情報提供の促進	<p>1) 整備事業者に対して、不正改造車に関する情報を入手した場合には、不正改造車に関する情報提供用紙(不正改造車排除マニュアルに添付)を使用して、登録番号、不正改造の内容、発見日等を可能な限り運輸支局又は自動車整備振興会に通報するよう指導する。</p> <p>2) 整備事業者から通報された情報及び自動車整備振興会が独自で入手した情報を、速やかに運輸支局に提供するものとする。</p>
3. 相談体制の推進	<p>不正改造防止に関して、整備事業者及び自動車検査員等からの相談に応じ、適正な方向へ指導する。</p>
4. 整備事業者に対する指導	<p>不正改造車排除マニュアルを全整備事業者に配布するなどして、次の事項について整備事業者を指導すること。</p> <p>1) 整備事業者の責務 整備事業者は、整備主任者、事業場管理責任者、自動車検査員等に対して、本運動の趣旨、実施事項、不正改造事例、不正改造防止に関する留意事項等について周知・指導し、不正改造防止の徹底を図る。 また、事業場内の不正改造防止体制の確立を図るために運動実施責任者(事業者又は事業場管理責任者)及び受入担当責任者(事業者、工場長又はフロントマン等)を選任し、次の2)及び3)の事項について実施するよう指導する。</p> <p>2) 運動実施責任者 運動実施責任者は、当該事業場における本運動の実施責任者として従業員の指導を行うと共に、事業場における整備実施体制、整備受注車両等についてマニュアルに添付してある自主点検票を活用して自主点検を実施する。</p> <p>① 本運動期間内に日を定めて自主点検を実施し、点検の結果、改善事項があれば速やかに改善すること。 ② 事業場内の状態を常に把握するため、点検票をコピーするなどして継続的に自主点検を行うこと。</p>

実施項目	実施内容
	<p>3) 受入担当責任者</p> <p>受入担当責任者は、次の点に留意し、適正な受注に努めると共に、点検・整備等の実施、納車時の確認等の適正化を図り、不正改造防止の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ユーザーからの不正改造依頼は絶対に受け付けないこと。 ② 不正改造車が入庫した場合には、適正な状態に復元するようユーザーに指導すること。 ③ 不正な改造となるような整備等の依頼があった場合等には、ユーザーに対し不正改造となり、犯罪であることを理解してもらうよう努めること。 ④ 車検取得後に不正に二次架装をされた車両が入庫した場合には復元又は記載変更の手続き又は構造変更の手続きを行うこと。 <p>4) 適正な改造の施工体制の整備</p> <p>適正な改造の施工体制を整備すること。</p>